

# 「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和2年2月

岩倉市教育子ども未来部子育て支援課

## 1 意見募集の概要

### (1) 意見の募集期間

令和元年12月24日（火）～令和2年1月23日（木）（31日間）

### (2) 意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

### (3) 閲覧場所

情報サロン・観光情報ステーション、子育て支援課、市ホームページ

### (4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページ投稿フォーム

## 2 募集結果

(1) 意見者数 7件（個人：6人、団体：1団体）

(2) 意見件数 22件

## 3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	ページ	意見の要旨	市の考え方
1	P1	<p>『平成 22 年度に策定した「第4次岩倉市総合計画」においても、まちづくり戦略の一つとして“子育て世代の移住・定住（世代循環）を促す』とあります。大賛成です。公立保育園の充実した岩倉は、子育て世代の移住・定住を促す魅力にあふれた街だと思います。それなのに、なぜ公立保育園の統廃合を進め、わざわざ、みずからその魅力を失うような施策を行うのか。公立保育園の民間委託を視野に置いて、保育の安心安全に対する公的責任を放棄するようなことを考えるのか。</p> <p>文中には、今後のニーズに対する予測を数値化しているのが目立つが、市の今後の施策そのものが保育園への需要を決定するという主体的な視点をどこかに忘れてはいませんか。簡潔に言えば、この計画案にも現行のこの街の保育園に対する基本政策にも大反対です。</p>	<p>本計画案の中で公立保育園の民間委託という記述はありません。</p> <p>市町村の保育の実施責任は児童福祉法第 24 条に規定されており、本市は今後もその規定に従って保育の実施責任を果たしていきます。</p> <p>本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府が示している基本指針に従ってニーズ量を推計し、そのニーズを満たすために必要なサービスの量及び確保方策を定める計画です。具体的には、平成 25 年度から平成 30 年度の人口をもとにコーホート変化率法を用いて人口推計を行い、その推計値に現在の各年齢の保育の利用率を掛け合わせてニーズ量を算出し、そのニーズ量を満たすために必要な教育・保育のサービス量、すなわち確保目標量を設定しています。ただし、あくまでも推計値であるため、適時に実績値との乖離を確認し計画を見直すことを考えています。</p>
2	P22	<p>公立保育園利用を望む声が多いようですが何故公立保育園を減らすのか。</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府が示している基本指針に従ってニーズ量を推計し、そのニーズを満たすために必要なサービスの量及び確保方策を定めており、本計画案の中で公立保育園を減らすという記述はありません。</p> <p>なお、公共施設の老朽化が進んでおりますが全ての施設を維持することは困難であり、複合化や統廃合を計画的に行うため 30 年度に公共施設再配置計画を策定しております。公立保育園につきましてもこの公共施設再配置計画に沿って更新や統</p>

			廃合等を検討していきます。
3	P23	<p>地域子育て支援事業利用で利用したり回数を増やしたりしたいと思わない人が多いのは何故か。それについて市は何か考えはないのでしょうか。子育てに不安な人や孤独を感じる人もいるみたいですが。</p> <p>不安な人達に手を差し伸べる努力はしていますか。利用したくないのではなく利用しにくいのが本当だと思う。子どもが小さかった頃は私もそう思いました。</p>	<p>アンケートでは、地域子育て支援事業等の利用意向について回答理由についての設問は無かったため直接的な理由は分かりかねますが、地域子育て支援関連事業の認知度（p25）も関連していると推測されます。事業によって、大きく認知度に差があるため、業務において広く事業を知っていただくよう情報提供を行っていくとともに利用者の声を聞きながら利用しやすく改善する取組を行っていきます。</p>
4	P36 P67、 68	<p>少子化傾向にある中だからこそ、産みやすい育てやすい街づくりが必要ではないですか。保育サービスが過剰供給にならないように…とあるが、市には若い世代の味方になってほしい。求められているものは責任のある安心ではないですか。公私ベストバランスって具体的には何ですか。誰の目から見たベストバランスですか。公立・私立・認定、先生や子ども達がどの位交流し、どの位情報が共有できていますか。せっかく岩倉市には他に少ない子どもに関する計画等がいろいろあるのに何だか空回りしていたり上手く使われなかったりするように思います。他に合わせるのではなく他から視察してもらえらるような『岩倉発信型』にすべく動いて欲しい。知恵を使って、マンパワーを使って、市民が笑顔で住める街にして欲しい。</p>	<p>公立と私立のベストバランスとは、まず第一に子どもの視点からは、その子の個性にあった教育や保育サービスを受けられ健やかに育つことができる環境、また、次に保護者の視点では、安心して子育てしながらも自分らしい生き方を選べる環境を、そして最後に市全体での視点として地理的な施設の配置や市全体の事業における財政的な観点から見て質の高い教育・保育サービスが受けられる（市としては提供できる）状態にあることを言います。</p> <p>私立の保育園や認定こども園の運営については、公立の保育園と同様に毎年、県の実地監査があり市職員も同行して運営状況を確認しています。また、公立保育園からの保育の技術や知識の継承やサポートについては、公立保育園と認定こども園での園児の交流や公立と民間の双方の園長とで合同の会議を毎月実施し、さらに年間10回の保育園職員研修に民間施設の職員も参加していただくといった取り組みを行い、公立と民間の両施設で保育の質の維持、向上に努めています。</p>

5	P36 P67、 68	<p>今まで保育園に入れなかった子どもが入れるようになった事は素晴らしい事。市の取り組みや努力やそれに協力された方々に感謝しますが、アンケート結果や表などを見ると何だか勘違いしたり間違っただけの認識をしそうなものに見えたりするものもあります。書き方1つで事実が違ったり、思いが間違っただけの捉え方をされてしまったりする事があります。正しい結果が正しく受け取られるようにわかりやすい言葉でわかりやすく周知する努力をして欲しい。</p>	<p>本市においては、市内の学校法人及び社会福祉法人の協力を得て認定こども園や保育園、小規模保育事業所を設置してきました。その結果、過去10年間で保育の受入児童数は、577人（H21年4月）から761人（H31年4月）へと増加し、より多くの子どもが保育を利用できる環境づくりに努めてきました。</p> <p>今後も市民の皆様にご理解いただけるよう、分かりやすい説明に心掛けます。</p>
6	P36 P67、 68	<p>岩倉型幼保連携は、何がどういうふうになるのが岩倉型なのか、具体的に知りたい。市民参加のできる形で説明してほしい。</p>	<p>岩倉型幼保連携とは、「子育てのしやすいまち・岩倉」としての魅力向上を目指して、全ての子育て家庭の多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、市内の幼稚園と保育園が連携して、質の高い教育・保育サービスを提供できる状態であることやそのような環境にするために幼稚園と保育園が連携や交流を深める取組のことを言います。その取組の結果、平成27年3月までに認定こども園が3園開設され、さらに市の組織についても機構改革を行い平成27年4月から教育部門に子育て支援課を設置し教育・保育の区別なく一体的に支援できる体制を整えました。</p>
7	P39	<p>9行目から12行目の記述に関して、「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方を考える基本方針」では「岩倉型の幼保連携のあり方」について具体的に記されていません。「岩倉型の幼保連携のあり方」とはどう言った施策であるか具体的に示していただき、教育と保育の一体的な提供に取り組んできた実績を示してください。</p>	<p>私立の保育園や認定こども園の運営については、公立の保育園と同様に毎年、県の実地監査があり市職員も同行して運営状況を確認しています。また、公立保育園からの保育の技術や知識の継承やサポートについては、公立保育園と認定こども園での園児の交流や公立と民間の双方の園長とで合同の会議を毎月実施し、さらに年間10回の保育園職員研修に民間施設の職員も参加していただくといった取り組みを行い、公立と民間の両施設で保育の質の維持、向上に努めています。</p> <p>今後も引き続き、保育園と幼稚園や認定こども園が連携や交流を深める取組を進めるに当たり、機会を見てそのことを周知していきます。</p>

8	P39	<p>9行目から12行目の記述に関して、私はあり方研究会の委員でした。確かに報告書はありますが、今後の動向をみながら話し合っていて決めていく、広く市民に周知するのではなかったでしょうか。議事録を見返しながら思いました。役所は紙ベースや報告書が全てかもしれないですが、心打つ話もあったし、皆がWinWinになれるはずだと思っていました。取り組み方、取り組む方向が違ってきて少し残念です。</p>	<p>平成23年度に策定された「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を踏まえ、本計画で掲げた基本理念に沿って、子どもたちが健やかに育つ環境をつくっていきます。</p>
9	P. 39	<p>21行目から25行目の記述に関して、就労状況にかかわらず、とありますが、保育園・認定こども園の保育部・小規模保育事業所では就労していないと、保育は受けることができない現状です。私的契約児などの検討は、今後されるのでしょうか。もしくは、岩倉型の幼保小連携を視野に入れた上での基本理念ということでしょうか。</p>	<p>基本理念では、多様な質の高い教育・保育や子育て支援サービスを提供することで保護者が安心して子育てしながらも自分らしい生き方を選べる環境づくりを目指すこととしており、ここでは私的契約についての意味を表わしているものではありません。</p> <p>なお、私的契約や特別利用保育といった、現在の保育を必要とする要件以外での保育園の利用も検討する必要があると考えています。</p>
10	P39～43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の児童数特に令和2年度から令和6年度は横ばい状況で大きな変化はないようですので、校区単位で今ある公立保育園の現状維持をお願いします。</li> <li>・公立保育園の老朽化に伴う施設整備も計画的に入れてください。</li> <li>・サービスの確保の面からも0、1、2歳児の公立保育園への受け入れ枠を増やして欲しい。特に0歳児を全園で受け入れて欲しい。</li> </ul>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府が示している基本指針に従ってニーズ量を推計し、そのニーズを満たすために必要なサービスの量及び確保方策を定める計画です。本計画では、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定しており、その上で、計画期間の各年度の教育・保育ニーズ量を満たすサービス量を公立と私立両方の施設で確保することとしています。</p>

11	P. 44～46	<p>P. 44～45 幼児期の保育</p> <p>1歳児保育や2歳児保育の園児数が大幅に増加しています。</p> <p>このような状況に対して前述のように民間幼稚園の認定こども園への移行や私立保育園と小規模事業所の開設促進、その後の認定こども園と私立保育園の定員拡大によって需要に見合う保育量の確保に努めてきました。</p> <p>P. 46 3号認定の保育量の確保方策</p> <p>●これに対して、0歳の保育の定員は、令和元年10月に地域型保育事業である小規模保育事業所が1園開園したことによって3人分の定員が増えたため、令和2年度には定員が40人(認定こども園:10人、公立保育園:12人、私立保育園:6人、地域型保育事業:12人)となったことから、ニーズ量の見込みに見合うサービス量が確保できます。</p> <p>●1・2歳の保育のニーズ量は、令和2年度で327人が見込まれます。その後も保育ニーズ量は増加し、令和6年度には355人見込まれます。</p> <p>●これに対して、1・2歳児の定員は、平成31年度(令和元年度)当初には310人(認定こども園:110人、公立保育園:176人、私立保育園:24人)でしたが、令和元年10月に小規模保育事業所が新たに開園されたことにより16人分の定員が増えたため、326人になりました。</p> <p>●しかしながら、これだけではニーズ量に対応できな</p>	<p>P46の「②&lt;3号認定&gt;の保育量の確保方策について」の記述は、最新の計画(案)では「保育園の定員を200人から230人に拡大」としています。</p> <p>児童福祉法第24条では、市町村に、保育を必要とする子どもに対して保育所での保育の実施又は必要な保育を確保するための措置を講じることを義務付けています。</p> <p>私立の保育園や認定こども園の運営については、公立の保育園と同様に毎年、県の実地監査があり市職員も同行して運営状況を確認しています。また、公立保育園からの保育の技術や知識の継承やサポートについては、公立保育園と認定こども園での園児の交流や公立と民間の双方の園長とで合同の会議を毎月実施し、さらに年間10回の保育園職員研修に民間施設の職員も参加していただくといった取り組みを行い、公立と民間の両施設で保育の質の維持、向上に努めています。</p> <p>現在、公立保育園においての0歳児から2歳児までの受入は利用定員を満たしておりこれ以上の保育ニーズの増大には対応できない状況にあります。そこで、用地や資金等の準備があり、さらに安定的な運営と質の高い保育が実施でき、かつ岩倉市において実績のある法人の協力を得て、速やかに施設を拡充し、保育ニーズに対応できる環境をつくるのが、全ての子どもに平等に保育を受ける権利を保障することになると考えます。</p>
----	----------	---	--

い状況が生じることから、民間保育園の定員を30人から60人に拡大することによって、令和3年度には356人分の保育量を確保します。これにより、ニーズ量の見込みを満たすだけのサービス量を確保するものとしします。

上述の文章は、2019年に第2期案をHP上からコピーした文章ですが、2020年の第2期案のHP上では、削除や修正がされている部分があるようです。

- ・2019年→民間保育園の定員を30人から60人に拡大
- ・2020年→保育園の定員を200人から230人にと拡大

どちらが正しいのか、分かりませんが、2019年の時点での文章を見ると、民間保育園の定員を増やす可能性が高いと思うので、そのように投稿させていただきます。

0～2歳児の民間園での保育の受け入れが、急増する見通しですが、なぜ公立での受け入れを拡大しないのでしょうか。公立での0～2歳児の受け入れは、保育士不足を理由として、定員割れしている現状です。本来はP.22のアンケート結果の通り、市民からのニーズが一番高い公立保育園から枠が埋まるべきだと考えます。

0～2歳児は、その年代の発達過程を考えると、教育的要素よりも、保育の要素(福祉)の方が必要だと感

		<p>じています。保育の専門性が高い、公立保育園からの民間園への保育のノウハウの継承、共有はどのような状況でしょうか。行政の民間園への保育の質などへのサポート、介入は、どのようにされているのでしょうか。</p> <p>児童福祉法 24 条の保育を受ける権利が、保育園(保育所)では、行政により守られますが、私立園では、適用されず、虐待やいじめがあった場合も、基本的に施設まかせになるという問題も指摘されています(大阪府八尾市認定こども園さくら保育園の休園裁判にて)。</p> <p>本来なら、全ての子どもに平等に保育を受ける権利があると考えています。その点についても含めて回答いただきたいと思います。</p>	
12	P46	<p>1・2歳児定員を保育園で 200 から 230 までに拡大とのことですが、これは市民ニーズの高い公立保育園で受け入れてもらえるのでしょうか。私立保育園を含むのでしょうか。具体的内訳の記載をお願いします。</p>	
13	P47・49	<p><b>【延長保育事業、一時保育事業等】</b></p> <p>減少の見込みとなっていますが子どもが増えたため正社員で働けなくなり転職している実態があります。また、女性の個人事業主が増えていますが、個人事業主では延長保育・土曜保育などのサービスが受けられません。</p> <p>サービスを受けられない家庭があることも考慮しニーズ量を考慮いただきたいです。</p>	<p>現在でも保護者が被用者であるか自営業者であるかの別に関わりなく、土曜日や延長保育の時間帯に就労等の保育を必要とする事由があればサービスを受けられます。</p> <p>これらを踏まえてニーズ量としています。</p>



14	P51-52	<p><b>【病児・病後児保育事業】</b></p> <p>年間利用者を1日当たり平均で算出し定員を満たしているとは考えにくいのではないのでしょうか。「季節的に流行する感染症等により利用が集中する事態」と記載されていますが公立保育園父母の会連絡会が長年にわたり病児・病後児保育の拡大を求めてきたのはそういった時期に預かってもらえない保護者が多いことからの願いです。病児・病後児保育について閑散期も含めた平均定員から。提供量の余裕が見込まれるということはないと思います。</p> <p>利用が集中する時期にどれほどのサービス提供ができるかという視点で提供量の確保をお願いします。</p>	<p>病児保育について過去3年間の4半期別の平均利用件数は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1041 215 2072 475"> <thead> <tr> <th colspan="2">病児保育4半期別平均利用件数</th> <th colspan="4">単位：件（1月当たり平均）</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>①4月～6月</th> <th>②7月～9月</th> <th>③10月～12月</th> <th>④1月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>22.7</td> <td>13.0</td> <td>17.0</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>24.3</td> <td>20.7</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>24.0</td> <td>26.7</td> <td>18.7</td> <td>17.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>4月から6月に利用が増加する傾向にありますが、その時期においても十分にニーズを満たすサービス量の確保ができると考えています。</p> <p>なお、公立保育園父母の会連絡会の要望を受け、平成30年度から病後児保育室の開設や病児・病後児保育市外施設等利用料補助金を開始し制度の拡充に努めています。</p>	病児保育4半期別平均利用件数		単位：件（1月当たり平均）				年度	①4月～6月	②7月～9月	③10月～12月	④1月～3月	平成28年度	22.7	13.0	17.0	14.3	平成29年度	24.3	20.7	14.3	14.3	平成30年度	24.0	26.7	18.7	17.3
病児保育4半期別平均利用件数		単位：件（1月当たり平均）																											
年度	①4月～6月	②7月～9月	③10月～12月	④1月～3月																									
平成28年度	22.7	13.0	17.0	14.3																									
平成29年度	24.3	20.7	14.3	14.3																									
平成30年度	24.0	26.7	18.7	17.3																									
15	P54-57	<p><b>【放課後児童健全育成事業】</b></p> <p>子どもが行きたがらないので、やむなく一人で留守番させている家庭が多いです。P54の「安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つ」環境が整えられているのか、サービス内容についての調査をお願いします。</p>	<p>現時点で放課後児童健全育成事業の内容に関する調査をする予定はありませんが、今後も放課後児童クラブの保護者等の意見を伺いながら、必要に応じてサービス内容を確認し、事業を進めていきます。</p>																										
16	P54～62	<p>岩倉市の子育てしやすいまちづくりの政策もあり、また市内に若い世代が住居をかまえていることもあり、岩倉市では著しい児童の減少は見られず、むしろ微増していくことも大いに考えられます。そういう中で、今の職員体制では不十分です。働くお母さんの願いは、ただの預り所ではなく、集団の中での我が子の様子や関わり方、人として成長していく場の保障で</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府が示している基本指針に従ってニーズ量を推計し、そのニーズを満たすために必要なサービスの量及び確保方策を定める計画です。</p> <p>放課後児童クラブの職員体制については、岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めた基準を順守しながら配置をしています。</p> <p>子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）については、必要</p>																										

		<p>す。事業計画案には、子どもを「量」サービスという言葉が多くみられ、子どもたちの発達成長を支援していくという視点が感じられず残念に思います。</p> <p>ショートステイ、トワイライトステイについては、もっと具体的な施策が必要と思います。</p>	<p>に応じて活用していただける施策であると考えています。</p>
17	P59	<p><b>【放課後子ども教室】</b></p> <p>「一体」と「連携」という表現がありますが、具体的にどのような違いでしょうか。「連携」をやめ「一体」にしていくということは「学童」を委託していくことでしょうか。その場合、どういったサービス向上が期待でき、健やかに育つ環境がどのように改善されていくのか記載をお願いします。</p>	<p>「放課後児童クラブとの一体的な放課後子ども教室」については、小学校の敷地内に放課後児童クラブを開設した場所で放課後子ども教室を一体で実施するものです。「放課後児童クラブとの連携による子ども教室」については、小学校敷地外の児童館等で実施している放課後児童クラブと連携して放課後子ども教室を実施するものです。</p>
18	P60・62	<p><b>【子育て短期支援事業、利用者支援事業】</b></p> <p>周知の徹底をお願いします。</p>	<p>今後も周知を行っていきます。</p>
19	P. 61～65	<p><b>【利用者支援事業～妊婦健康診査】</b></p> <p>調査からも分かるように現在、核家族世帯がほとんどです。</p> <p>その中で祖父母の支援が全くない世帯がどれだけあるか調査はされていますか。実家が1時間以上の移動距離かかる場合、簡単に支援は受けられません。母親自身が病気でも病院へ行く事なく無理をする事がほとんどです。今回内容を読んで感じた事は祖父母の支援が全く受けられそうにない母親のみで家事と子育てをしている世帯への支援がないと感じました。そ</p>	<p>平成30年度に実施したアンケートでは、祖父母等の親族や友人・知人に子どもをみてもらうことができるかどうかをお聞きし、祖父母等に日常的に、または緊急時に子どもをみてもらえる家庭は85.5%となっています。一方で日常的にも緊急時にも子どもをみてもらえない家庭は、13.6%となっています。</p> <p>岩倉市では、産後ケア事業として出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、支援が必要な人を対象に、医療機関に宿泊して助産師等から心身のケアや育児サポートを受けることができる事業を実施しています。また、一時的に子どもを預かる場所としては、東部保育園内で実施しているリフレッシュ保育や認定こども園曽野第二幼稚園子どもの庭保育園で実施している一時保育、ファミリー・サポート・センターなどの支援があり、広く</p>

		<p>の辺りはどうなっていますか。急な対応をできる支援場所があっても良いと思います。</p> <p>例えば、支援センターの一部屋で2～3時間程度の託児、駅近くで2～3時間程度の託児施設があれば、買い物、病院など所要を済ませられます。それが本当に助かります。また、ちょっとしたリフレッシュにもなります。1日ではなく、1時間程度でも助かるのです。理由に関係なく、預けられる施設が欲しいです。</p> <p>他市にあり、岩倉市にないサポートが0歳児専業主婦へのサポートです。他市のように出産半年から1年間の間週に数回でも家事支援がある事が母親の心を正常に保たせてくれます。また、大人との会話が孤独感から救ってくれます。せっかく世帯調査をしているのであれば、そこから見えてくる普通の家庭にも目を向けて欲しいです。両親共に仕事をしている子供達だけでなく、母子だけで日中過ごしている核家族の場合、母親が病気の際は無理をして一人で抱え込み、結局うつ病に拍車をかけています。いわくらしやすいとうたっているのであれば、ごくごく普通の世帯に目を向ける事で健全な岩倉市を目指す事が出来ると思います。</p>	<p>周知を図っているところですので、ご活用いただきたいと考えています。</p>
20	P67	<p>岩倉型の幼保連携に関して</p> <p>「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」では民間経営による認定こども園の開園を促進する方針でしたでしょうか。参加した市民委員は、そういった話ではなかったと話しています。議事録等の公開</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府が示している基本指針に従ってニーズ量を推計し、そのニーズを満たすために必要なサービスの量及び確保方策を定める計画です。</p> <p>平成23年度に策定された「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」では、すべての子育て家庭の多様な幼児教育・保育のニーズに対応し、不足状況にあ</p>

		<p>がされていないので確認ができません。公立保育園の適正配置方針策定でも問題となり、岩倉型の幼保連携の具体的な施策の説明を求めています。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に関しても、実施日や内容について公開されていません。公立と私立のベストバランスによる質の高い幼児期の教育・保育の実現を目指すために、こういった研修が何回行われているのか、それが十分な内容になっているのか、記載をお願いします。</p> <p>「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」で示された、フォーラムの開催を求めます。</p>	<p>る3歳未満児の保育をはじめとした保育事業の拡充を図るため、岩倉型の幼保連携を目指し、当面は、幼稚園・保育園の交流促進と民間の保育施設の開設によって対応するとしています。</p> <p>現在の公立保育園と私立の認定こども園との交流促進と連携の具体的な取組として、保育の技術や知識の継承やサポートについては、公立保育園と認定こども園での園児の交流を年に2回実施し、公立と民間の双方の園長とで合同の会議を毎月実施しています。さらに年間10回、「気になる子への援助」や「保護者支援」、「保育計画」といったテーマで保育園職員研修を開催し民間施設の職員も参加してもらい、公立と民間の両施設で保育の質の維持、向上に努めるということを行っています。</p> <p>なお、今回も計画策定に当たり、昨年9月1日に0歳から小学校6年生までの子どもの保護者を対象に子育てについて談義する座談会（フォーラム）を開催しました。今後も計画策定等の際には幅広く市民の皆様のご意見を聞くためにフォーラムを開催することも検討していきます。</p>
21	P. 67	<p>(1) 岩倉型幼保小連携の推進の「施策の方向性」について、岩倉型の幼保小連携に関して、幼稚園、保育園、学校に子どもを通わせた親として、また、独学で勉強させていただき、共通点があったとしても、どのような子どもの育ちを求めるかという点で、方向性に違いがあると感じています。また、子どもたちにとって、問題点が多いと感じています。特に、今回のパブリックコメントで募集している第2期子ども・子育て支援事業計画では、0～2歳児の保育の拡充の必要性があるとのことで、3～5歳児よりも年齢が若いこともあり、教育もよいですが、保育のさらなる充実が必要ではと感じています。しかし、このような保育の拡充が必要な状況で、さらに、岩倉型の幼保小連携を示</p>	<p>公立保育園と私立の認定こども園との交流促進と連携の具体的な取組としては、保育の技術や知識の継承やサポートについては、公立保育園と認定こども園での園児の交流を年に2回実施し、公立と民間の双方の園長とで合同の会議を毎月実施しています。さらに年間10回、保育園職員研修を開催し民間施設の職員も参加してもらい、公立と民間の両施設で保育の質の維持、向上に努めるということを行っています。また、園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成を行い幼稚園・保育園・小学校の交流・連携に努めています。</p> <p>公立保育園の保育士の岩倉市子ども・子育て会議への参加については、委員としては参加していませんが、事務局には指導保育士が参加しているため、公立保育園の立場での意見も反映することができています。</p> <p>障がい児保育につきましては、本市では保育士や幼稚園教諭、児童館職員、小・</p>

している案が出されている中で、この子ども子育て会議に、なぜ公立保育園の保育士が委員として参加していないのか疑問が残ります。ぜひ、50年以上の保育の歴史とその継承がある、岩倉市の公立保育園の保育士さんの意見やノウハウをとりいれていただきたいし、それが本来の意味での幼保小連携になると思います。また、岩倉型の幼保小連携について、平成23年度に策定されたとしている「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」でも、この第2期の計画案でも、具体的なイメージが示されていません。岩倉型の幼保小連携の具体的な案を教えてくださいと思います。

また、もし岩倉型の幼保小連携が進められるのならば、福祉の分野である障がい児保育への理解や受け入れも進めなければ、該当する保護者や子どもが、つらい思いをする可能性も考えられます。岩倉型の幼保小連携が進められるのならば、公立私立問わず、同様の保育の質を提供することが必要であると考えますし、そのために、障がい児保育に関しては特に、公立からのノウハウの継承が必要であると思います。そのため研修を、どのくらいやっていけるのか。公立保育園の保育士さんも含めて、議論を進めていただきたいと思います。

中学校教諭、福祉課、健康課等が集まり、ケース検討会や研修会を実施しており、また、愛知県医療療育総合センターや地域サポートセンターの職員や保健センターの作業療法士から、専門的な助言を受けて人材育成や障害への理解を深める取組を行っています。

いただきましたご意見のとおり、今後も、公立保育園で培った障がい児保育やあゆみの家での療育支援についての知識や技術を認定こども園や幼稚園へ継承する取組を行っていきます。

22	P72-73	<p>子どもアドボケイトの設置を求めます。</p>	<p>子どもアドボケイトを設置する予定はありませんが、子どもの視点や置かれている状況を重視しながら、子どもの代弁者としての役割を果たしていく必要があると考えており、その姿勢に努めています。</p>
23	P74～77	<p>「障がい児、外国籍の子ども、ひとり親家庭の子ども」たちの実情について、もっと詳しく把握することが必要と思います。現状の理解が前半部分（第2章）と照らし合わせても不十分です。岩倉市独自の施策をもっと具体的に。外国籍の子どもとその親に対しても個々に支援していく（放課後の宿題、学習指導、生活援助）場がないと日本で生きにくくなると思います。障がい児を含めて、放課後の子どもたちを民間に任せただけでなく、市の問題として考えて欲しいです。</p>	<p>ひとり親家庭の子どもや障がい児の実情については、現在実施している手当の給付や職業訓練支援、あゆみ教室の児童発達支援等の支援事業において個々のケースについて把握しています。今後も家庭児童相談室やスクールソーシャルワーカーと連携しながら、個別に適切に支援が行える体制をつくっていきます。</p> <p>外国につながる子どもやその親の支援について、学校において重要なお知らせについては、外国語に翻訳した文書を配付し、保護者会等にはポルトガル語、フィリピン語等の通訳を置き、学校からの情報をきちんと伝えるよう努めています。外国につながる子どもには、ブラジル人講師2名、フィリピン人講師1名を雇用して、日本語担当教員と共に、「岩倉市日本語・ポルトガル語適応指導教室」において学校生活適応指導、日本語指導、母語（ポルトガル語）指導を実施しています。</p> <p>また、本計画にあるとおり、放課後の子ども達への支援については、市の課題として考えています。</p>
24	P. 74	<p>下から5行目</p> <p>●保育及び放課後児童健全育成事業の利用について、ひとり親家庭への配慮を行います。</p> <p>保育と放課後児童健全育成事業との記述がありますが、単に記入もれなのかもしれませんが、幼稚園、認定子ども園、小学校なども、加える必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ここでの配慮とは、ひとり親家庭への保育料の減額や放課後児童健全育成手数料の免除を指しております。</p>
25	P75	<p>『保育園や幼稚園、認定こども園への入園を希望する障がい児の受け入れ体制のあり方を検討していく必要があります。』の記述について</p>	<p>そのように努めます。</p>

		<p>ありがとうございます。全ての子どもが平等に保育を受けられる環境が整うことを希望します。</p>	
26	P. 76	<p>『②障がい児の教育・保育等の充実  ●保育園や認定こども園、幼稚園への障がいのある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受入れを進めるとともに、認定こども園、幼稚園での受入れを働きかけます。』の記述について</p> <p>岩倉型の幼保小連携を推進するとのことですが、その中で、加配保育が公立保育園だけで、ほぼ行われるのでは、不十分ではないかと懸念しています。その点、この第2期子ども子育て支援事業計画(案)では、認定こども園、幼稚園での障がい児保育の受け入れを、市から働きかけると記述がされており、以前より理解が進んでいると感じています。今後は、ぜひ、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所などでも、障がい児の受け入れや、配慮をお願いしたいです。特に、この第2期子ども・子育て支援事業計画では、0～2歳児のニーズの増加に合わせて、私立保育園での定員拡大が示されています。0～2歳児は、発達障がいなどの支援が必要であるのかどうか、判断が難しい時期でもあります。岩倉市の公立保育園では視覚障がい児を積極的に受け入れるなど障がい児保育に対するノウハウが全国的にみても優れています。このような、加配保育などの福祉の面で優れ、あたたかく受け入れる公</p>	<p>現在、本市では保育士や幼稚園教諭、児童館職員、小・中学校教諭、福祉課、健康課等が集まり、ケース検討会や研修会を実施しており、また、愛知県医療療育総合センターや地域サポートセンターの職員や保健センターの作業療法士から、専門的な助言を受けて人材育成や障害への理解を深める取組を行っています。</p> <p>いただきましたご意見のとおり、今後も、公立保育園で培った障がい児保育やあゆみの家での療育支援についての知識や技術を認定こども園や幼稚園へ継承する取組を行っていきます。</p>

		立保育園のノウハウの継承を、特に重点的に行っていただきたいと思います。	
27	P. 76	『●障がいの多様化に対応するとともに、一人一人の障がいの程度や特性、成長の段階に応じた適切な保育を行うため、保育園への専門職による巡回指導や研修による職員の知識向上を図ります。』の記述について 3号認定の子どもの認定こども園や私立保育園の定員拡大に合わせて、障がいに関する専門職による巡回指導や研修による職員の知識向上を、公立保育園だけでなく、認定こども園や私立保育園にも行っていただきたいと思います。	現在、本市では保育士や幼稚園教諭、児童館職員、小・中学校教諭、福祉課、健康課などが集まり、ケース検討会や研修会を実施しています。愛知県医療療育総合センターの職員や地域サポートセンターの職員や保健センターの作業療法士から、専門的な助言を受けて人材育成に努めております。  いただきましたご意見のとおり、今後も公立保育園だけでなく、認定こども園や私立保育園に対しても障がいへの理解を深め職員の知識向上を図る必要がありますので、「保育園への専門職による～」を「保育園や認定こども園等への専門職による～」に修正します。
28	P76	『認定こども園、幼稚園での受け入れを働きかけます。』 の記述について ありがとうございます。民間経営で障がい児を受け入れないということがあってはいけません。全ての園で全ての子どもが、平等に入園できるよう働きかけを期待します。障がい児の健全な成長の促進に関して小学校の支援級を利用させていただいていますが、息子の成長を実感しています。ありがとうございます。  息子は発達障がいの診断がありませんが利用させていただいています。グレーゾーンで適応できず、不登校に陥るケースも多いと思いますが、相談することで診断がない子どももサービスを利用できるという	本市では、あゆみの家や私立の児童発達支援事業所、相談支援センター等の関係機関の連携の強化に努めています。  今後も様々な機関で受けた相談やケースについて関係部署や機関で連携してサポートできる体制をつくっていきます。



		<p>ことが、周知されていないと感じます。</p> <p>公立保育園から入学する際は、市に相談を促してもらえましたがあゆみの家や公立保育園に通わない子は、そういったサポートを受けることができないのではないのでしょうか。そういったサポートを「岩倉型の幼保連携」として活かしていただきたいです。</p>	
29	P77	<p>外国につながる幼児への支援・配慮に関して、外国籍の保護者が、父母の会やPTAなどに参加することが難しいです。他市では、父母の会だよりなどの翻訳をしている自治体もあります。翻訳機を活用して、先生や他の保護者と日常的にコミュニケーションをとる方法や外国籍市民同士が交流できる居場所の確保が必要です。</p>	<p>岩倉市では、保育園や放課後児童クラブにおいて、入園・入所の案内など重要なお知らせをポルトガル語に翻訳したものをお渡ししているほか、令和元年度に翻訳機を購入し、外国籍の保護者とのコミュニケーションに活用をしています。</p> <p>学校においても就学関係や保健関係、保護者会等の重要なお知らせについては、ポルトガル語、スペイン語、英語、フィリピン語等に翻訳した文書を配付しています。また、入学説明会や進路説明会、保護者会等にはポルトガル語、フィリピン語等の通訳を置き、学校からの情報をきちんと伝えるよう努めています。</p>
30	P77～	<p>P37～38では、外国につながる子どもや家庭の支援について、保育サービスの利用支援や進学支援を充実する等、支援・配慮に努めていく必要があります。と分析されています。P77では、0歳～5歳の外国籍の子が116人(4.9%) 6歳～11歳139人(5.9%)と具体的な人数や%で示されて同感しました。世界の中の日本となりつつある昨今、岩倉で育った子ども達が世界に羽ばたく時がきます。乳幼児期の人間形成や自己肯定感をもって成長していけるような手厚い人的サポートを考えた人員配置や教育体制を整備して欲しい。例えば江南の藤ヶ丘小学校内にあるような外国の子ども達のための放課後教室の施策等希望します。</p>	<p>岩倉市では、ブラジル人講師2名、フィリピン人講師1名を雇用して、日本語担当教員と共に、「岩倉市日本語・ポルトガル語適応指導教室」において学校生活適応指導、日本語指導、母語（ポルトガル語）指導を実施しています。</p> <p>また、次年度就学予定の幼児を対象に、学校生活に慣れることを目的に2・3月の5日間プレスクールを実施しています。</p> <p>外国につながる子どもが多く在籍する岩倉東小学校では、子どもと保護者を対象に、地域の方々による学校支援活動「東小 夢クラブ」を土曜日に開催し、英語や日本語の講座や学習の支援等を行っています。</p>

31	P78	<p>【延長保育事業、一時保育事業等、病児・病後児保育事業】</p> <p>P47・49・51 はニーズが増えることが予想されるのでサービスの充実を求めます。</p>	<p>本計画において、ニーズ量を十分に満たせるサービス量を確保することとしています。</p>
32	P80	<p>岩倉市子ども条例7条が保障されるようアンケートではなく子どもも委員として参加できるよう努めてください。</p> <p>委員に公立保育園の保育士が参加していません。「保育」ノウハウを持つ公立保育園の保育士も参加できるよう努めてください。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、岩倉市子ども・子育て会議に子どもの委員を参加させる予定は今のところありませんが、岩倉市子ども条例第7条に基づき、様々な場面で子どもが意見表明をする機会を設けるように努めていきます。</p> <p>また、子どもの目線、子育ての観点からの施策・事業の展開を図っていきます。</p> <p>公立保育園の保育士の岩倉市子ども・子育て会議への参加については、委員としては参加していませんが、事務局には指導保育士が参加しているため、公立保育園の立場での意見も反映することができています。</p>
33	P80	<p>第5章 計画の推進、2 計画の進行管理の岩倉市子ども子育て会議のメンバーについて、第2号子どもに関わる機関または団体の代表者に公立保育園の職員（指導保育士）の方もメンバーに加えてください。</p>	<p>岩倉市子ども・子育て会議の事務局には、指導保育士が参加しています。</p>
34	その他	<p>この支援計画では「不登校」の子どもに対する支援が不十分です。</p> <p>今後5年間で増える可能性があります。実態の把握と方策を盛り込んでいただきますようお願いします。</p> <p>夏休みにお腹を空かせている子や行くところがなくうろついている子どもがいます。市民活動でのサポートを検討していますが、毎日は無理です。これは学童のあり方などを考える必要があると感じています。給食の提供や過ごしやすい環境であるかなどの検証が必要です。また、市民プラザでの事件もありましたが猛暑の中でも、子どもたちが安心して過ごせる遊び場</p>	<p>岩倉市では、不登校の子どもへの支援として、適応指導教室「おおくす」を開設しているほか、スクールソーシャルワーカーによる相談等を行っています。</p> <p>なお、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、内閣府が示している基本指針に従ってニーズ量を推計し、そのニーズを満たすために必要なサービスの量及び確保方策を定めるものであり、計画の中で新たに不登校の子どもに対する実態の把握と方策を盛り込むことはありませんが、今後も支援を行っていきます。</p> <p>支援が必要な子どもたちについては、関係する機関で情報を共有しながら支援を行っていきます。</p>

		や居場所がありません。子どもたちは支援を必要としています。実態の把握と方策を盛り込んでいただきますようお願いいたします。	
35	その他	計画書を読みましたが、全体にわかりにくい。ポイントを簡潔にまとめたものを掲示すべきだと思いました。	盛り込む内容が多く、全体のページ数も大変多くなっておりませんが、事業ごとには、簡潔に表記をさせていただいています。
36	その他	子どもは、未来の日本の宝物だと思います。子育ては、本当に大変で子育て世帯の負担が少しでも軽くなる＝保育制度の充実は、まちづくりにとても大切なことだと感じています。 岩倉には、子育て中、子育てを終えた、様々な視点から、子どもたちのために、保育制度の充実を考えてみえる団体もあります。すべての実現は難しいことだと思いますが、市民や、団体の声にもっと耳を傾けてほしいと思います。子育てしやすいまちは、きっと市民のみなさんにとっても、住みよいまちになることと思います。	子育て支援事業の実施に当たっては、市民の皆様からご意見をいただきながら実施をしていきます。